

第50回福島国体をめざして — 競技力向上を図る推進策 —

保健体育課

はじめに

第一回大会開催以来、半世紀を迎える記念すべき第五十回国民体育大会が昭和七十年に、本県で開催される。このことは、本県の体育・スポーツ界にとって画期的なことであり、これを機に体育・スポーツの普及・振興を図ることとも、多くの県民の期待に応えるよう競技力の向上の面でも、長期的な展望に立った施策を積極的に進めていかなければならぬ。

このような観点から、昨年八月、「第五十回国民体育大会福島県競技力向上対策本部」を設置し、今年三月に本県競技力の向上を図るた



各種大会を通じて選手強化を図る
(第15回東北総体より)

めの指針となる「第五十回国民体育大会福島県競技力向上推進総合計画」を策定するとともに、本格的にその施策の推進に着手したところである。

今後は、この計画に基づき、昭和七十年に向けて年次的、計画的に財県体育協会や各競技種目団体、学校体育団体、更には開催市町村等と一層の連携を図りながら競技力向上に係る各般にわたる事業の推進に取組んでいくことになる。

国民体育大会の概要・本県の競技力の現状や課題・競技力向上推進計画の概要については次のとおりである。

- 冬季大会(一月～一月中の五日間以内)
- 夏季大会(九月中旬の五日間以内)
- 秋季大会(十月中の六日間以内)

会期は

表彰は

○天皇杯(男女総合成績第一位の都道府県に授与)

○皇后杯(女子総合成績第一位の都道府県に授与)

○天皇杯及び皇后杯は秋季大会閉会式に授与され、次回冬季大会最初の競技会開会式において返還されることになつてゐる。

國体は、第二次世界大戦後の沈滯した国民の志氣を高揚させることを願つて、昭和二十一年に、比較的戦争の被害の少なかつた京都を中心とした近畿地方で第一回大会が開かれ、以後各都道府県持ち回りで毎年開催されている。

国民体育大会開催基準要項では、「広く国民の間にスポーツを普及し、アマチュアリズムとスポーツ精神を高揚し、国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである」と、その目的を定めている。

また、国体は、開催都道府県のありのままの姿を全国からの参加者に紹介できる絶好の機会となることから、こ

れらの人びとを迎えるために開催都道府県挙げて取り組む準備や、この大事業を成し遂げていく過程で培われる連帯感と協調、更に大事業を成し遂げたという誇りと自信、これは何ものにもかえがたい貴重な財産となつて、次の時代の地域づくり、ふるさとづくりに役立つてゐる。

二、二巡目以降の国体

昭和五十七年度、財日本体育協会が定めた基本方針のなかの「二巡目以降の国体のあり方」によれば、

- 毎年、都道府県持ち回りで開催する。

○都道府県対抗とし、冬季・夏季・秋季の三季に分けて実施する。

など、従来の方式を基本的には踏襲するが、次のような改善が加えられた。